

第 2 2 3 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 2 7 年 3 月 1 7 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第4号）

○開会の日時 平成27年 3月17日 午前10時00分開議
午前11時32分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（21人）

委員長	佐々木	肇	副委員長	菊池	光弘
委員	横垣	成年	委員	工藤	孝夫
”	目時	睦男	”	村川	壽司
”	佐賀	英生	”	東	健而
”	石田	勝弘	”	富岡	幸夫
”	斉藤	孝昭	”	濱田	栄子
”	浅利	竹二郎	”	中村	正志
”	半田	義秋	”	村中	徹也
”	富岡	修	”	佐々木	隆徳
”	上路	徳昭	”	鎌田	ちよ子
”	白井	二郎			

○欠席委員（3人）

委員	川下	八十美	委員	大瀧	次男
”	岡崎	健吾			

○説明のため出席した者

市	長	宮下	宗一郎
副市	長	新谷	加水
公営企業	管理者	遠藤	雪夫
総務	政策部長	伊藤	道郎
民生	部長	松尾	秀一
保健	福祉部長	花山	俊春
経済	部長	浜田	一之
建設	部長	鏡谷	晃
建設部	建設技術監	氣田	憲彦
下水道	部長	酒井	嘉政

大 畑 庁 舎 所 長	畑 中 恒 治
会 計 管 理 者	鹿 内 徹
総務政策部理事出納室長	
監 査 委 員 事 務 局 長	竹 山 清 信
監 査 委 員 事 務 局 次 長	
公 営 企 業 局 長	齊 藤 鐘 司
公営企業局理事水道技術専門監	川 森 浩 史
総務政策部政策推進監	高 橋 聖
総務政策部副理事総務課長	川 西 伸 二
総務政策部副理事企画調整課長	光 野 義 厚
財 務 部 副 理 事 財 政 課 長	氏 家 剛
財 務 部 副 理 事 税 務 課 長	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 政 策 推 進 監	畑 中 秀 樹
国 保 年 金 課 長	
保 健 福 祉 部 政 策 推 進 監	井 田 敦 子
介 護 福 祉 課 長	
建 設 部 政 策 推 進 監	吉 田 正
大畑庁舎副理事産業建設課長	坂 井 隆
公 営 企 業 局 政 策 推 進 監	杉 山 信 也
下 水 道 部 政 策 推 進 監	
公 営 企 業 局 副 理 事 営 業 課 長	畠 山 眞 一
公 営 企 業 局 副 理 事 施 設 課 長	中 川 敏 雄
財 務 部 税 務 課 総 括 主 幹	加 藤 直 紹
保 健 福 祉 部 介 護 福 祉 課 総 括 主 幹	千 代 谷 賀 士 子
経 済 部 産 業 政 策 課 長	吉 田 和 久
建 設 部 用 地 課 長	中 里 敬
下 水 道 部 下 水 道 課 長	川 西 雅 人
下 水 道 部 下 水 道 課 総 括 主 幹	眞 野 修 司
公 営 企 業 局 総 務 課 長	濱 谷 重 芳
総 務 政 策 部 総 務 課 主 幹	中 村 智 郎
民 生 部 国 保 年 金 課 主 任 主 査	飯 田 啓 太 郎
保 健 福 祉 部 介 護 福 祉 課 主 任 主 査	菊 池 円
経 済 部 産 業 政 策 課 主 任 主 査	福 山 洋 司
下 水 道 部 下 水 道 課 主 任 主 査	橋 本 伸 吾
大畑庁舎産業建設課主任主査	鈴 木 明 人

○事務局出席者

事 務 局 長	柳 田	論	次	長 濱 田 賢 一
總 括 主 幹	佐 藤 孝 悅	主	主 幹 小 林 睦 子	
主 任 主 査	村 口 一 也	主	主 事 山 本 翼	

(午前10時00分 開議)

○委員長(佐々木 肇) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は21人で定足数に達しております。

これより、昨日に引き続き平成27年度各会計予算の審査を行います。

昨日は、議案第34号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計予算までの審査が終わっておりますので、本日は議案第35号 平成27年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算から審査してまいります。

それでは、議案第35号 平成27年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長(松尾秀一) それでは、議案第35号 平成27年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算案について、その概要をご説明いたします。

最初に、6ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、平成27年度の予算総額は、歳入歳出とも5億136万6,000円となり、対前年度比較で618万9,000円の増となっております。

7ページをごらんいただきたいと存じます。まず、歳入についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料は、文字どおり本制度を運営するための保険料で、第1目の特別徴収保険料分、第2目の普通徴収保険料分を合わせた予算計上額は3億1,870万6,000円となっております。対前年度比較で1,343万1,000円の減となっておりますが、これは低所得者に対する保険料の軽減拡大措置による保険料の減少が主な要因となっております。ちなみに、普通徴収保険料の徴収率については、現年度分を98.40%、滞納繰越分を50%と見込んでおります。

第2款手数料は、保険料の徴収に係る督促手数料で、予算計上額は13万円となっております。対前年度比較で8万円の減となっておりますが、これは第1款の保険料収入の減少に伴う予算減となっております。

第3款繰入金は、県及び市が負担する保険基盤安定負担金で、一般会計からの繰入金であります。予算計上額は1億7,520万8,000円となっております。対前年度比較では1,973万円の増となっておりますが、これは被保険者数の増加及び低所得者に対する保険料の軽減拡大措置が主な要因となっております。

第4款繰越金は、前年度の保険料分と督促手数料分を合わせたもので、予算計上額は622万円となっております。対前年度比較で3万円の減となっておりますが、これは督促手数料の減が主な要因となっております。

8ページをお開き願います。第5款諸収入は、保険料延滞金、還付金及び還付加算金、その他雑入で、第1項から第3項までの予算計上額は前年度と

同額となっております。

以上が歳入についての概要説明となります。

9ページをごらんいただきたいと思います。引き続き歳出についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料や繰入金といった歳入相当分を広域連合に納付するもので、予算計上額は5億11万5,000円となっております。対前年度比較で629万9,000円の増となっておりますが、これは保険基盤安定負担金の増が主な要因となっております。

第2款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、過年度分の保険料還付金及び還付加算金で、予算計上額は前年度と同額の110万円となっております。

第2項繰出金は、督促手数料等の一般会計への繰出金で、予算計上額は15万1,000円となっております。対前年度比較で11万円の減となっておりますが、これは督促手数料の減が主な要因となっております。

以上が歳出についての概要説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで議案第35号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第36号 平成27年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） それでは、議案第36号 平成27年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。まず、予算書6ページをお開き願います。

平成27年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ59億7,941万3,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと2,782万3,000円、率にして0.5%の増と

なっております。

介護保険特別会計は、歳出の第2款保険給付費と第3款地域支援事業費で予算全体の98%を占め、この2つの額が定まりますと、それぞれ定められた交付率、補助率を乗ずることにより歳入の主要な部分が決定されるという会計の性質上、まずは歳出についてご説明し、その後に歳入の説明をいたしますので、ご了承いただきたいと思います。

予算書の12ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費についてであります。これは地域密着型サービス運営委員会に係る報酬及び費用弁償、その他一般事務管理費でありまして、予算額は129万1,000円となっております。

次に、第2項介護認定審査会費についてであります。第1目介護認定審査会費は介護認定に要する経費として職員5名分の給与費及び介護認定審査会委員の報酬等が主なものであります。

13ページ、第2目認定調査等費は、介護認定の調査に要する経費として訪問調査員の報酬、費用弁償のほか、主治医意見書作成手数料などが主なものでありまして、第1目と第2目合計の予算額は1億989万7,000円となっております。前年度比較で886万3,000円の増額となっておりますが、これは平成27年法改正システムの改修経費及びリースの増等によるものであります。

次に、第3項、第1目計画策定委員会費についてであります。これは介護保険事業計画等策定委員会に要する経費でありまして、平成27年度は支出予定がありませんでしたので、予算額は2,000円となっております。

次に、第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費についてであります。これは第1目居宅介護サービス給付費から、14ページ、第10目特例居宅介護サービス計画給付費までの訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス、さらには住宅改修費等に係る法定負担分に要する経費でありまして、第1目から第10目までの合計の予算額は49億7,040万9,000円となっております。前年度比較で5,674万6,000円の減額となっておりますが、これは平成27年度介護報酬の2.27%の減額改定分を見込んだことによるものであります。

次に、第2項介護予防サービス等諸費についてであります。これは第1目介護予防サービス給付費から15ページ、第8目特例介護予防サービス計画給付費までの予防給付に係る法定負担分に要する経費でありまして、第1目から第8目までの合計の予算額は3億430万2,000円となっております。前年度比較で2,079万6,000円の増額となっておりますが、これは平成26年度の決算見込みに基づいた増額分及び介護報酬の減額改定分を見込んだものであります。

次に、第3項その他諸費、第1目審査支払手数料についてであります、これは国保連合会への支払手数料でありまして、予算額は685万4,000円となっております。

次に、第4項高額介護サービス等費についてであります、これは第1目高額介護サービス費及び第2目高額介護予防サービス費とも高額な介護費用の軽減に要する経費でありまして、第1目と第2目合計の予算額は1億4,512万8,000円となっております。前年度比較で969万5,000円の増額となっておりますが、これは平成26年度の決算見込みに基づいた増額であります。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費についてであります、これは第1目特定入所者介護サービス費から16ページ、第4目特例特定入所者介護予防サービス費までの介護保険3施設における食費、居住費等の低所得者層の負担軽減に係る法定負担分に要する経費でありまして、第1目から第4目までの合計の予算額は3億2,561万円となっております。前年度比較で4,230万4,000円の増額となっておりますが、これは介護施設サービス利用者の増加に伴う増であります。

次に、第6項高額医療合算介護サービス等費についてであります、これは第1目高額医療合算介護サービス費及び第2目高額医療合算介護予防サービス費とも、医療費と介護費の年間合算額における負担軽減に係る法定負担分に要する経費でありまして、第1目と第2目合計の予算額は1,478万8,000円となっております。前年度比較で28万7,000円の増額となっておりますが、これは介護サービス利用者の増加によるものであります。

次に、第3款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、第1目介護予防高齢者施策事業費についてであります、これは一次予防の一般高齢者、二次予防の虚弱高齢者の運動機能の向上、認知症予防等を図るための経費として運動機能向上教室に係る経費、地域包括支援センターシステム保守管理委託料、地域包括支援センター運営協議会等に要する経費でありまして、予算額は2,579万3,000円となっております。前年度比較で483万5,000円の増額となっておりますが、これはボランティア運営型事業の導入等により増額となったものであります。

次に、17ページに移りまして、第2項包括的支援事業費及び任意事業費についてであります、これは第1目介護予防ケアマネジメント事業費から、18ページ、第4目任意事業費までの包括的支援事業等を担当する職員の給与費、虐待防止等連携協議会及び地域ケア会議に要する経費、その他高齢者サービスに要する経費でありまして、第1目から第4目までの合計の予算額は7,112万円となっております。前年度比較で172万9,000円の増額となっております。

りますが、これは成年後見制度及び食の自立支援サービスの充実による増額であります。

次に、第3項介護予防給付支援事業費、第1目介護予防給付計画作成支援事業費についてであります。これは地域包括支援センターへの要支援者に対する介護予防プランの作成委託に要する経費でありまして、予算額は96万円となっております。

次に、第4款、第1項、第1目財政安定化基金拠出金についてであります。これは市町村の介護保険会計が財源不足に陥った場合、資金の貸し付けや交付を行うために設置している県の財政安定化基金への拠出金でありまして、今後万が一基金不足が生じ拠出金支出がある場合に備え、科目存置のため、前年度と同額の1,000円を計上したものであります。

次に、19ページに移りまして、第5款、第1項、第1目基金積立金についてであります。これは財政調整基金の利子を積み立てするものでありまして、予算額は6万3,000円となっております。

次に、第6款、第1項公債費、第1目利子についてであります。これは保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子でありまして、予算額は179万8,000円となっております。

次に、第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金についてであります。これは保険料の還付金などでありまして、第1目と第2目合計の予算額は、前年度と同額の69万7,000円となっております。

次に、第8款、第1項、第1目予備費についてであります。これは突発的な支出の対応に備えるための経費でありまして、予算額は前年と同様70万円となっております。

以上が歳出の説明であります。

引き続き歳入についてご説明いたします。予算書7ページに戻っていただきたいと存じます。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でありまして、平成27年度は保険料の改定時期に当たります。算定に際しては、徴収階層が現行の6段階から9段階へと改定されることをベースに、第1号被保険者の負担がこれまでの介護給付費の21%から22%に引き上げられることによる増要因等のほか、介護報酬が2.27%引き下げられることによる減要因等を勘案し、月額報酬基準額を5,800円から200円引き上げ6,000円としております。また、全体の収納率は96.2%を見込んでおり、予算額は10億9,620万4,000円となっております。前年度比較で3,492万4,000円の増額となっております。

りますが、これは第1号被保険者数の増加及び介護保険料の改定によるものであります。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目認定審査会負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会を共同設置している各町村の負担金でありまして、予算額は2,766万円となっております。

次に、第3款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目督促手数料についてであります。これは文字どおり督促手数料でありまして、予算額は前年度と同額の20万円となっております。

次に、8ページに移りまして、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金についてであります。これは保険給付費のうち施設給付費の15%と居宅給付費の20%の交付を見込んでおり、予算額は10億5,228万6,000円となっております。

次に、第2項国庫補助金についてであります。第1目調整交付金は後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合をもとに、市町村間の格差を是正するために交付されるもので、給付割合は7.57%、第2目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る交付金でありまして、給付割合は25%、第3目地域支援事業交付金は、包括的支援事業及び任意事業に係る交付金でありまして、給付割合は39%で、第1目から第3目までの合計の予算額は4億5,985万3,000円となっております。

次に、第5款、第1項支払基金交付金についてであります。これは40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、第1目介護給付費交付金については保険給付費の28%、第2目地域支援事業支援交付金については、介護予防事業費の28%を見込んでおりまして、第1目と第2目合計の予算額は16億2,200万2,000円となっております。

次に、9ページに移りまして、第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金についてであります。これは保険給付費のうち施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の交付を見込んでおりまして、予算額は8億2,201万2,000円となっております。

次に、第2項財政安定化基金支出金についてであります。第1目交付金、第2目貸付金とも科目存置のため計上したものであります。

次に、第3項県補助金についてであります。第1目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る交付金でありまして、給付割合は12.5%、第2目地域支援事業交付金は、包括的支援事業及び任意事業に係る交付金でありまして、給付割合は19.5%で、第1目と第2目合計の予算額は1,709万2,000円となっております。

次に、10ページに移りまして、第7款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金についてであります。これは財政調整基金の運用利子収入でありまして、予算額は6万3,000円となっております。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金についてであります。これは給付費等に係る市の負担分として一般会計から繰り入れるものとして、第1目は介護給付費繰入金、第2目は介護予防事業に係る地域支援事業繰入金、第3目は包括的支援事業及び任意事業に係る地域支援事業繰入金、第4目はその他一般会計からの繰入金として事務費及び要介護認定等繰入金と、新規に導入される低所得者介護保険料軽減負担分繰入金を見込んでおりまして、第1目から第4目までの合計の予算額は8億3,998万円となっております。

次に、11ページに移りまして、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金についてであります。これは収支の不足が見込まれる場合、基金からの取り崩しを行うものでありまして、予算額は4,056万円となっております。

次に、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第1目第1号被保険者延滞金についてであります。予算額は前年度と同様の1万円となっております。

次に、第2項雑入についてであります。第1目は第三者納付金、第2目は不正利得等の返納金、第3目の雑入は、主に直営の地域包括支援センター事業収入として、要支援者の介護予防プラン作成料でありまして、第1目から第3目までの合計の予算額は148万9,000円となっております。

以上が歳入についての説明であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） ただいまの説明にありましたように、今度第6期の介護報酬の改定に当たって国では2.27%引き下げだということで、歳出のほうでは保険給付費が軒並みこのように保険者負担になっているし、歳入のほうでは一般財源からこれだけ持ち出しがあるということになっております。

そこで、2点ほどお尋ねいたしますが、まず1点は、現在第1号から第2号の被保険者で保険料を支払っている人の中で介護サービスを受けている人は何人に達しているのか、それがまず1点。

それから、2点目として特養施設への直近の待機者数、これが何名になっているのか、まずお尋ねいたします。

○委員長（佐々木 肇） 介護福祉課長。

○保健福祉部政策推進監介護福祉課長（井田敦子） 工藤委員のお尋ねにお答

えいたします。

まず、現在第1号被保険者、第2号被保険者でサービスを使っている方というお尋ねですけれども、居宅サービスを使っている方は、65歳以上の第1号被保険者は2,136人、40歳から64歳までの第2号被保険者は60名、合わせて2,196名がサービスを使っております。

あと2点目ですけれども、特養の直近の待機者ということですのでけれども、平成26年の2月に調査したものなのですけれども、要介護3以上で在宅ということで、特養のほうは88名待機者があります。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 第1、第2号被保険者の全部で介護保険を支払っている被保険者は何人でしょうか。1号、2号合わせて。

○委員長（佐々木 肇） 介護福祉課長。

○保健福祉部政策推進監介護福祉課長（井田敦子） お答えします。

65歳以上の第1号保険者の方で、1万7,412人になります。2号のほうは把握しておりません。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 2点ほどお尋ねします。

この会計なのですが、会計というより介護保険の事業なのですが、今後の事業形態の推移といいますか、部長のほうで大体どのような方向でいくのかということが1点。そして、納付方法が今国保の場合は国民健康保険税と一緒にですが、この改善です。改善というのは、要するにこの制度はたしか平成12年4月1日にスタートしていますが、その直前の3月定例会で私、古い庁舎でありましたが、当時の部長に質問しています。「この介護保険は、いずれ第2の国保になるよ」と、「保険料がどんどん上がって、もうこれは市町村ではやっていけない単位になるから考えたほうがいいよ」と言ったら、「そういうことにならない」と言って、たしか最初は2,900円ですか、3,000円でスタートしたのが、今ごらんのような保険料、倍増近くになっていることもありますから、たしか平成12年のときも、なぜ国保と一緒に徴収するのだということで議論したのがありますが、今の徴収方法の改善策についてもお尋ねしたいと思います。この2点だけお願いします。

○委員長（佐々木 肇） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 村中委員のお尋ねにお答えいたします。

1点目は、今後の介護保険制度のあり方といいますか、どういう方向になるのだろうと、または市としてどういう方向を目指しているのだというお尋

ねかと思えます。今現在給付費が高騰している、高どまり傾向にあるということは、こちらのほうでもそれなりに考えているところでございまして、今後は認知症のほうの対策とか、それから介護予防のほうの対策のほうに力を注いでいきたいと考えております。というのは、今後まだ65歳以上の人口は、実数として、あと6年後の2021年までふえ続ける予測をしております。したがって、75歳以上の人口がさらにピークとなるのはその10年後の2031年ころとこちらでは考えておりまして、介護の必要な方については、さらにその後もふえる傾向になるだろうと。それまで今のようなサービス体系をそのまま継続していくというのは、非常に保険料の高騰を招くもとでもありますので、その要介護となる人をできるだけ未然に防ぐ方向での施策をとっていかねばいけないものと考えております。

それから、2点目の国保会計と同じように赤字的なもの、または保険料がどんどん、どんどん高くなっていってしまう状態ではないですかということについては、こちらのほうとしてもその保険料の徴収のあり方というのを、今回は200円の上げ幅で済んだという部分がありますので、今後については階層をふやすとか、または他の自治体でどういうふうな形で徴収しているのかということも勘案しながら方策を立てていきたいとは考えているのですが、今回の介護保険料の改定で6,000円ということに基準額をしましたけれども、前回までは5,800円で県内で12番目に高い位置だったわけですが、今回の200円の引き上げの6,000円ということで、大体県の平均よりも100円以上低い、また順番としてはちょうど20番目あたり、中間あたりに属することとなったので、これを原点として、今後はそういうふうな位置を維持しつつ、どういうふうな形での徴収をしていけばいいのかということを検討していきたいと考えております。

○委員長（佐々木 肇） 村中委員。

○委員（村中徹也） 大変ありがとうございます。頑張っているのはわかりませんが、県の中間とか12番目とか言いますが、要するに用意ドンは3,000円だったのですから、そこから考えれば、私が当時15年前に屋上屋を架す、結局同じこととなりますよと指摘をして、やっと私の指摘が15年目に的を射ていたなと自分でも感心しておりますが、話は変わりますが、一方の国保のほうは、もうこの都道府県単位に行くことが2018年度決まっておりますが、この介護保険、部長、どうでしょう、今の中身を説明されて、それはそれでわかりましたが、運営形態としては今のままでいいですか。どのように思っているか、ここを1点お聞かせください。

○委員長（佐々木 肇） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 平成12年の介護保険制度発足以来、その形態というの国の方でもるる考えていただいているとこちらのほうとしては考えております。各市町村の、各自治体の権限として、その保険料を独自に定めなさいという、今はそういうふうなことになっているわけですが、やはり国保と同様、広域的なことも考えていかないと、各市町村間の保険料のばらつきというのがどうしても出てきてしまっている状況にありますので、そういうふうな方向でのことも今後は検討材料になるのではないかと思いますし、それから第1号被保険者と第2号被保険者の割合が3年ごとに、その負担割合が変わってきています。第1号被保険者のほうの人員が多くなってきているので、その率を、負担割合を1%ずつ3年ごとに上げており、したがって逆に第2号被保険者の負担割合は1%ずつ下げられている状況にあるわけですが、そこら辺も各自治体によって、その人口割合というのが異なるわけですので、そういうところを一律に国で定めるのではなくて、自治体の裁量に任せることも一つの方法ではないかなというふうな気もしております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 村中徹也委員。

○委員（村中徹也） 部長、私と同じ考えで大変安心しました。多分そういう方向に行くのだろうと僕も思っているところであります。

そして、もう一つ指摘をしておきたいのは、当時15年前、平成12年、この介護保険の議論は、平成9年から国会でもんでもんで、平成12年4月1日施行ということになったのです。要するに3年間国会でもんで、やっとなったのですが、このベースとなっているのがドイツ、オランダ方式なのです。当時ドイツ、オランダ方式を採用するか、フランス、スウェーデン方式を採用するかといったときに、国会でこのドイツ、オランダ方式を採用したのです。ですから、この採用した国、要するに税か徴収するかという、徴収という、フィフティー・フィフティーです。この方式のまねしたのが今に至っているのです。ですから、私としては、ここでスウェーデン、フランス方式も検討する方法があるのではないかと。国会ではありませんから、我々は制度を決められませんけれども、この最初に見習った仕組みも変えるべきなのではないかと、こう思っていますが、部長はどのように思っていますか。

○委員長（佐々木 肇） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 年を経るに従って、その制度的なひずみというものも出てきている状況にあると思いますので、最終的には社会保障費全体が今膨大化しつつあるということで、社会保障制度の枠組みをどうするのか、

税方式の形で、ヨーロッパのスウェーデン方式みたいに消費税とかの徴収率を上げていって充実させる方向に行くのか、または個々の自治体の状況に応じて、国で統一することなくそれぞれの自治体の裁量にある程度任せていくのか、そういうところがまだ見えてきておりません。ですので、今後平成29年に予定されておりますけれども、消費税のアップ、さらなるアップをしたときには、それもまた社会保障制度のほうに財源的には充たしたいというふうな国の考えでありますので、そこら辺の状況を注視していきたいと考えております。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 14ページの介護予防サービス等諸費についてちょっとお聞きします。

先ほど介護サービスを利用している65歳以上の方は2,036人、それで人口は1万7,412人ということで0.11%です、利用者は。それから、前にお聞きしましたときは、たしか地域によってばらつきありますけれども、14%から十七、八%だったと思います、記憶にあります。今回、ではどうして0.11%に下がったかなと思いますと、やっぱり団塊の世代の方が65歳を今一気に超えて、新米の高齢者がふえたということで、元気な方が、というふうに見ております。それで、地域ごとにこれからこの団塊の世代の方がもしも介護を受けるようになると、かなりの負担が起きてくるということは、もう誰もがわかって想像していることです。ですから、地域ごととか、介護を受けている方たちのその生活スタイルとかを調査したということはありますか。

○委員長（佐々木 肇） 介護福祉課長。

○保健福祉部政策推進監介護福祉課長（井田敦子） 今地域ケア会議というのをやっているのですけれども、各地域にあります在宅介護支援センター、そこに委託して実態調査というものを行ってもらっています。年間500件ぐらいの件数があるのですけれども、それで各地域にどういうふうな傾向があるとか、どういうふうな方にサービスが必要だとか、そのようなものは行っておりますので、今後はさらに強化していきたいと思っています。

○委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） やっぱり介護に移っていくという、そういうきちんとデータ化することも、これからの介護事業については必要なのではないかなと思います。ですから、やっぱり誰もなりたくて介護になるわけではないので、今はただ昔と違いまして、例えばもうパンパースなんかが普及しておりますので、安易に使ってしまう部分もあるのですけれども、そういうことからして、なるべくデータの分析をしっかりと、生活スタイル、もちろんその人

の体質もありますし、本当に高齢になればやむを得ない部分ももちろんあります。ただ、元気なお年寄りにこの介護保険制度の負担が行くようになっていきますので、何とかその辺のところを分析して、また精神的にもサポートできるものはしていただきたいなと思います。きちんとした分析をしてほしいということです、これで終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで議案第36号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤孝夫委員。

（3番 工藤孝夫委員登壇）

○委員（工藤孝夫） 議案第36号 平成27年度むつ市介護保険特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

本特別会計予算案は、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者にかかわる保険料で、値上げ率3.4%、総額で3,797万円を含むものであります。政府は、施設から在宅へとの方針のもと、特養ホーム施設などの介護報酬を2.27%引き下げることと決定しました。特別養護老人ホームなどでつくる協議会の発表では、約6割近くの施設が赤字になるとし、サービスや職員へのしわ寄せは避けられないと危惧しております。しわ寄せは、結局患者や家族、職員となることは明らかで、介護難民の一層の増大につながるものです。介護サービスを向上しようとするれば、保険料の値上げに跳ね返り、保険料の自己負担を抑えるとサービスの低下につながる。しかも、保険料納入の被保険者が介護が必要となっても等しく安心して介護サービスを受けられる保障はありません。こうした介護保険法本来の趣旨と反した保険制度は抜本的に改められるべきものであります。また、国の公的負担の大幅な引き上げが急務であります。

以上、反対討論といたします。委員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

議案第36号についてご異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者3人）

○委員長（佐々木 肇） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第37号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。下水道部長。

○下水道部長（酒井嘉政） それでは、議案第37号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計予算について、概要をご説明いたします。予算書の6ページの総括表をごらんください。

平成27年度予算の歳入歳出の総額は、いずれも15億6,114万3,000円で、対前年度比では3,977万6,000円、率では2.6%の増となっております。

7ページをごらんください。まず、歳入であります。第1款、第1項の分担金及び負担金は、地方自治法が適用されます川内、脇野沢処理区に係る受益者分担金と都市計画法が適用されますむつ、大畑処理区に係る受益者負担金で、前年度比855万2,000円減の1,822万2,000円を計上しております。減額となった要因といたしましては、むつ処理区において新規賦課区域が少なく、受益者負担金賦課額が減少したことによります。

同じく第2項の使用料及び手数料のうち第1目及び第2目は下水道等の使用料、第3目及び第4目は排水設備工事店の認可手数料や排水設備工事検査手数料などで、総額では対前年度比247万7,000円増の1億586万3,000円を計上しております。

次に、第2款国庫支出金は、下水道建設事業費のうち社会資本整備総合交付金事業費4億円の2分の1の2億円を計上しております。対前年度比2,500万円の減となっておりますが、減額要因といたしましては、平成26年度まで国の交付金対象事業とされておりました末端管渠の整備事業費が起債単独事業となったことによります。

次に、第3款繰入金は一般会計からの繰入金で、6億9,605万5,000円を計上しております。充当先の第1款事業費において約2,300万円が減額となったものの、地方債の元金償還金がふえたことや、浄化センター利用率の向上等により資本費平準化債の未利用分が減少したことなどにより、対前年度比385万円の減額にとどまっております。

次に、8ページをごらんください。第4款繰越金は、科目存置のため1,000円を計上しております。

次に、第5款諸収入は、科目存置のため1,000円を計上しております。

次に、第6款市債は、下水道債及び資本費平準化債として総額5億4,100万円を計上しております。対前年度比7,800万円の増となっておりますが、増

額要因といたしましては、まず下水道事業債につきましては、建設事業費が一部起債単独事業になったこと、また資本費平準化債につきましては、平成17年度に10年後に利率見直し方式で借り入れしていましたが資本費平準化債の未償還額6,260万円を一括返済して、新たな利率で5,900万円を借りかえることにしたことによります。この資本費平準化債の借りかえが、平成27年度予算総額の対前年度比増となった要因となっております。

次に、歳出でございますが、9ページをごらんください。第1款事業費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は下水道事業運営に係る経費でありまして、主なものは職員7人分の給与費のほか、13節は使用料徴収事務や下水道台帳作成業務委託料、19節は下水道協会への会費や負担金のほか、排水設備工事に係る工事資金貸付金利子補給金及び工事費助成金などとなっております。合わせて7,291万7,000円を計上しております。対前年度比175万円の減となっておりますが、減額要因は下水道法により調整することとされている下水道台帳の統合システム作成業務委託が終了したことなどによります。

次に、第2目管渠維持費は、管渠はマンホールポンプの維持管理に係る経費でありまして、1,013万9,000円を計上しております。県の管渠移設補償工事が終了したことなどから、対前年度比442万2,000円の減となっております。

次に、第3目処理場管理費であります。4地区4カ所の下水処理場の運転維持管理費でありまして、1億4,833万4,000円を計上しております。施設の運転維持管理委託料が増となったものの、長寿命化などのために行っている機械設備等の予防修繕工事の対象件数の減少などにより、対前年度比972万5,000円の減となっております。

次に、第4目集落排水施設費であります。脇野沢地区にあります2カ所の集落排水処理施設などの運転維持管理費でありまして、1,185万8,000円を計上しております。機械設備等の修繕工事の減などにより、対前年度比78万8,000円の減となっております。

次に、10ページをごらんください。第2項建設事業費、第1目下水道整備費ですが、下水道管渠整備のため、社会資本整備総合交付金事業費として4億円、起債単独事業費として5,000万円、ほかに市単独工事費や職員3人分の給与費、事務費などで、総額では対前年度比638万7,000円減の4億8,012万円を計上しております。事業費4億5,000万円の内訳は、まず13節委託料は実施設計等委託件数3件で3,100万円となっております。15節工事請負費は、管渠工事等で12件、整備延長約4,145メートルに係る工事費4億1,900万円となっております。平成27年度は、むつ処理区では柳町3丁目、下北町及び緑町、大畑処理区では上野及び水木沢のそれぞれ一部を整備する予定となっております。

おります。

次に、第2款公債費は、長期債の元金償還額6億6,381万1,000円と利子の償還金及び一時借入金の利子1億7,396万4,000円を計上しており、総額で8億3,777万5,000円を計上しております。対前年度比6,284万8,000円と大きな増となっておりますが、増額要因は歳入の第6款市債においてもご説明いたしましたが、平成17年度借り入れの資本費平準化債の未償還額6,260万円を一括返済したことによります。

以上の予算により、平成27年度の下水道整備面積は約21.8ヘクタールを見込んでおり、累計では469.7ヘクタールの整備面積となります。これは、4地区の事業認可面積540ヘクタールに対して87%の整備率となります。

以上、平成27年度むつ市下水道事業特別会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで議案第37号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

個々で午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（佐々木 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第38号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） それでは、議案第38号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書6ページをご

らんください。

この会計は、公共用地の先行取得に関する会計でありまして、予算総額は歳入歳出ともに2億1,165万5,000円を計上しております。平成27年度は、道の駅整備事業に係る土地約1万2,500平方メートルの先行取得を予定しており、土地購入費ほか関連する経費となっております。

まず、7ページの歳入についてご説明いたします。第1款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金についてであります。これは平成26年度に先行取得いたしました（仮称）田名部まちなか団地建設用地購入に係る長期債利子償還分等85万5,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、第2款市債、第1項市債、第1目公共用地先行取得事業債につきましては、道の駅整備事業に必要な用地の先行取得等のため2億1,080万円を計上しております。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項地域整備事業費、第1目道の駅整備事業費についてであります。用地購入費のほか、関連経費合わせて2億1,080万8,000円を計上しております。

第2款公債費、第1項公債費、第1目利子についてであります。平成26年度に先行取得いたしました（仮称）田名部まちなか団地建設用地購入に係る長期債利子84万7,000円を計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 道の駅整備事業費の2億1,080万8,000円についてお聞きしたいと思います。

これは、全く土地だけの部分だということで、ちょうど市長がおられますので、ぜひとも道の駅の整備事業の全体像というのを教えていただければなというふうに思います。財政が厳しい折、こういう2億1,000万円というお金をかけてやるというのは、このむつ市の財布がたえ得るものかどうかというのを判断するのに、全体の事業費というのはなかなか明らかにしてもらえないので、この事業を進めるに当たって、当然市長としてはこの事業は何ぼぐらいかかるのだと、財源はきちんと確保できているのかというのは、ヒアリングでそういう段階を踏んで我々に提起していると思います。ですから、そのところをぜひ市長として教えていただければなというふうに思います。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 道の駅の全体像ということでもありますけれども、平成

27年度、それから平成28年度にかけまして、これは基本構想をつくっていくということでございます。そういった中で全体の事業費、これが今の財政厳しい中でどれだけ捻出できるだろうかとか、そういったあたりを検証しながら、市民の皆様にとって真に必要な施設になるようにしっかりとした構想をまずはつくっていきたいということでありまして、全体の構想の中では下北半島縦貫道路というものができるという中で、その玄関口としての道の駅構想でございますので、これは地域の創生というところでも非常に重要な施設になってくるのではないかとこのように考えています。

○委員長（佐々木 肇） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） この2億1,000万何がしというのは、全くむつ市の一般会計から全部支出するというのでよろしいのかどうかということと、市長のほうで進めながら、どういう形にしていくかというのはこれから考えるような答弁で、そういう事業の進め方で財政健全化というのがかなうのかなというのにかなり疑問を持っております。厳しい、厳しいと言いつつ、やっぱり全体像をしっかりと、このぐらいの事業でやるよという、まずそういうのははっきり決めないことには当然財政計画もつukれないと思うのです。それこそ、この土地のこの会計では、田名部まちなかのほうの土地で2億6,000万円、これもいきなりぽんとかいう金額が出て、今回2億1,000万円ですよ。本当にこの事業がむつ市の財政にたえられるものなのかどうかというのは、我々は今の段階で全然判断できないのです。ただ市長を信じるしかない。やっぱり我々にしっかりと青写真を示せるような形で、これから事業というものを進めていただければなと思うのですが、そのこのところの考え方をお聞きしたいなと思います。

○委員長（佐々木 肇） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

2億1,000万円の財源がこういったところから来ているかということについては、担当部長からご説明させていただきます。

それから、財政と事業との関係でありますけれども、やはり当然ながら限られた財源の中でこれをつくっていくということでもありますので、まずはその基本構想の中でしっかりとした施設のあり方、こういったものを検討しながら、さらにはどれぐらいの規模がその時点、あるいは将来にわたっての財政の、維持運営費というものがかかるでしょうから、そういった中でやっていけるのかどうかということを見きわめて実際の基本設計、実施設計、そして工事着手、そして管理運営という段階に入っていくということのまずは第一段階であるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

す。

○委員長（佐々木 肇） 財政課長。

○財務部副理事財政課長（氏家 剛） この道の駅の事業費に係る地方債の関係ですけれども、これは取得そのものはこの特別会計で取得をいたしますが、今後の元利償還金のいわゆる償還については、一般会計のほうから繰り入れしながら支払いをしていくというふうなことになります。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 全くむつ市の独自の財源でやるということではありますが、道の駅を整備するこの場所は、新聞でも報道されましたが、ユニバースとかそういうのを建設するという報道がされておまして、だから本当にこの事業がそういう民間の他業者と競合、きちんと対抗できるような施設になるのかどうか、そこら辺もぜひ見きわめしながら、一応こういう予算を盛りましたけれども、余り過大にならないように、そういうものにするようぜひ要望したいと思います。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで議案第38号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第39号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（畑中恒治） それでは、議案第39号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

この会計は、魚市場の円滑な運営を図るためのものでありまして、新魚市

場整備に向け、むつ市大畑地区産地協議会で魚市場のあり方や規模等の協議を経て、平成26年度、今年度は実施設計を行い、その実施設計をもとに平成27年度から2カ年をかけて新魚市場を整備する予定としております。

それでは、予算書6ページをお開き願います。平成27年度予算総額は、歳入歳出とも3億241万3,000円で、前年度と比較いたしますと、金額で2億7,322万5,000円、率にして936.1%の大幅な増額となっております。

それでは、歳入の詳細につきましてご説明いたします。7ページをごらん願います。第1款使用料及び手数料であります。鮮魚等の取り扱いに伴う魚市場卸売場使用料のほか電気使用料など739万3,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、金額で34万3,000円、率にして4.9%の増となっております。

次に、第2款財産収入であります。4,000円を計上しております。

次に、第3款繰入金であります。地方卸売市場大畑町魚市場基金からの繰入金で1,252万3,000円計上しております。前年度と比較いたしますと、金額で108万7,000円、率にして9.5%の増となっております。

次に、第4款繰越金であります。1,000円を計上しております。

次に、第5款国庫支出金であります。新魚市場施設整備費の財源として1億1,599万2,000円を計上しております。前年度と比較しますと、金額で1億529万6,000円、率にして984.4%の増となっております。

次に、第6款諸収入であります。消費税及び地方消費税還付金でありまして、50万円を新たに計上しております。

次のページに移りまして、第7款市債であります。新魚市場施設整備費の財源として1億6,600万円を新たに計上しております。

続いて、歳出についてご説明いたします。9ページをごらん願います。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。これは魚市場事務に係る経費でありまして、7,000円を計上しております。

次に、第2目運営審議会費であります。魚市場運営審議会に係る報酬等でありまして、8万3,000円を計上しております。

次に、第2款施設費、第1項魚市場施設費、第1目魚市場施設費であります。魚市場の管理に係る経費でありまして、513万9,000円を計上しております。主なものといたしましては、第7節賃金で施設管理の臨時職員賃金98万3,000円、第11節需用費で施設の電気料160万8,000円など、前年度と比較しますと金額で181万6,000円、率にして26.1%の減となっております。

次に、第2目新魚市場施設整備費でありまして、2億9,718万4,000円を計上しております。主なものといたしましては、第13節委託料で工事監理業務

委託料412万8,000円、第15節工事請負費で、魚市場建設第1期工事費2億5,498万8,000円など、前年度と比較いたしますと2億7,505万2,000円の大幅な増となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 2点お尋ねいたします。

まず、魚市場の新築ですけれども、関係団体より直売所の要望等も出されていたと思いますけれども、水産庁でのプレゼンはどういう状況だったのか。

それから、今年度の平成27年度から平成28年度にかけてということですがけれども、工事のタイムスケジュールの着工時期がもしも決まっていたらお知らせください。

○委員長（佐々木 肇） 大畑庁舎産業建設課長。

○大畑庁舎副理事産業建設課長（坂井 隆） お答えいたします。

まず、直売所の件でございます。これは確かに産地協議会の議論の中でそういう要望がございました。この直売所については、今回の事業について水産庁と協議したところ、実は対象にならないというふうなことで、構想としては引き続き持っておりますが、今回の整備費の中にはこれは含まれておりません。

それから、平成27年度、平成28年度のスケジュールということでございますが、平成27年度、まだ国会のほうの予算が決定しておりませんが、決定して内示を受けた後、できるだけ速やかに着工したいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ありがとうございます。

大畑地域ですが、昨年、実は夏イカがさっぱりでした。だけれども、10月の半ばから1カ月半ぐらいで1年分の量が来ました。漁業者もすごく……します。暮れのボーナス300万円という漁師さんもあったようです。ですので、早く……

（「質疑しろじゃ」の声あり）

○委員（濱田栄子） します。もし国会のほうで予算がもう決まれば、すぐ着工するということですので、それを要望して終わります。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 1点だけお尋ねをしますが、先ほどの説明にありますように、本体工事が平成27年度、平成28年度で完成予定と、こういうようなこ

とが説明にあります。この2年間で魚市場の全体の建設費というか、所要額がどれぐらいなのかをお知らせ願いたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 大畑庁舎産業建設課長。

○大畑庁舎副理事産業建設課長（坂井 隆） お答えいたします。

平成27年度、平成28年度、2カ年の全体の工事費がおよそ10億円というふうに想定しております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） 目時睦男委員。

○委員（目時睦男） 産地協議会の議論の経過の中で、市としてもこの魚市場の改築の今後の展望として6次産業化を目指す施設、それとそういうような状況で設計の内容等も含めてすばらしい内容だなということで感じるわけがありますが、一方では津軽海峡の全面を含めた観光にも供していくというふうなことがぜひとも必要だなという思いをするわけがありますが、観光振興との関係をどのように考えて今回の魚市場の建設ということを考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（佐々木 肇） 大畑庁舎産業建設課長。

○大畑庁舎副理事産業建設課長（坂井 隆） お答えいたします。

先ほども申しましたが、直売所の提案というのは産地協議会の中でございました。構想としては、それは依然引き続き直売所に向けてさまざまな検討を重ねていくつもりではございます。さらにもう一つ申し上げれば、今産地協議会の下組織として担当者会というのをつくっておりますが、そのメンバーの中の議論としては、八戸市の館鼻岸壁にあります朝市がございまして、ああいうイメージを目指したほうがいいのではないかという議論もございまして、今後その辺は検討を重ねて、どういう方向の観光振興を目指すのか、その辺進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木 肇） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで議案第39号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(佐々木 肇) ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第40号 平成27年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長(齊藤鐘司) それでは、議案第40号 平成27年度むつ市水道事業会計予算について、概要をご説明いたします。予算書の1ページをごらんください。

第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は2万4,805戸、年間総給水量は685万514立方メートルを見込んでおり、主要な建設改良事業としては上水道整備事業、簡易水道統合整備事業、配水管整備事業及び水道施設改良事業を計上しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、水道事業収益は17億8,155万4,000円、水道事業費用は16億441万5,000円計上しており、収支差し引きで1億7,713万9,000円収入が上回る見込みになっております。詳細につきましては、4ページ、予算実施計画の収益的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設、改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、資本的収入は14億2,436万5,000円、資本的支出は19億4,090万9,000円計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億1,654万4,000円は、条文括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。詳細につきましては、5ページ、予算実施計画の資本的収入及び支出を参照していただきたいと存じます。

次に、2ページをお開き願います。第5条、企業債についてであります。これは予算第4条の資本的収入の企業債11億4,460万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、ごらんの表のとおりとなっております。

第6条では、一時借入金の限度額を7億2,600万円と定めております。

次に、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と企業管理者の交際費を計上しております。職員給与費

の詳細につきましては、7ページから10ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第8条、他会計からの補助金であります。これは不採算事業であります。簡易水道の営業助成のため、一般会計から補助を受ける金額を358万4,000円としているものであります。

第9条では、たな卸資産の購入限度額として、量水器の購入及び配水管等の修繕材料の購入限度額を2,690万円と定めております。

以上、簡単にご説明いたしました。財務の状況等につきましては、3ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（佐々木 肇） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 質疑なしと認めます。

これで議案第40号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐々木 肇） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午前11時32分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長